



住宅取得、賃借、
引越しの
補助があります

新婚生活を応援します！

東近江市住まいる事業補助金(市民結婚新生活支援事業)



概要

次の①～⑦の要件を全て満たす世帯です。

- ① 交付申請時において、夫婦のいずれかの住民票の住所が申請に係る住宅の住所となっている者
- ② 令和8年1月1日以後に婚姻届が受理され、婚姻日の年齢が夫婦いずれも39歳以下の者
- ③ 世帯所得が500万円未満である者

※所得とは年収から給与所得控除等をしたものです。詳しくはお問い合わせください。

※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除

- ④ 令和8年4月1日以後に自己の居住の用に供するために住宅を取得又は賃借し、当該住宅に住み始めた者
- ⑤ 交付申請時において、市区町村税を完納している者
- ⑥ 本市、他の市区町村又は都道府県において、過去に夫婦のいずれも補助金（同趣旨のものを含む。）の交付を受けたことがない者
- ⑦ 夫婦のいずれもがライフデザイン支援講座等を交付申請時まで受講した者

対象となる世帯

補助対象経費

令和8年4月1日から令和9年3月1日までの間に支払った住宅取得費用、住宅賃借費用及び引越費用

補助率及び
上限金額

補助対象経費の10分の10
29歳以下：上限60万円 30～39歳：上限30万円
※住宅賃借費用及び引越費用については上限12万円

申請期間

令和8年6月10日から令和9年3月1日まで

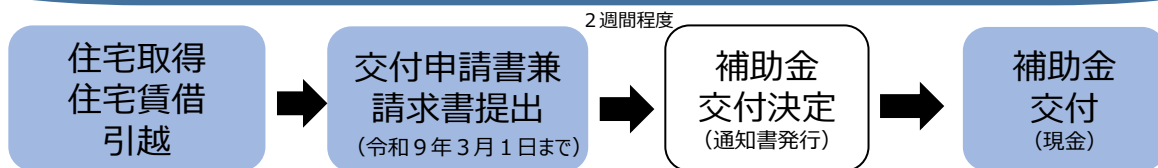
補助条件

- 1 新築の住宅取得費用については市内の住宅販売者又は施工業者*と契約した場合が対象となります。
※本補助制度の市内の住宅販売者または施工業者とは・・・
(1) 市内に本社、事業所を有する法人または市内に住民票を置いている個人事業者
(2) 上記(1)の事業者に事業の一部を下請負させる事業者
- 2 補助金の対象となる住宅の所有権を2分の1以上有する者が対象となります。
- 3 補助金は、予算の範囲内で交付いたします。
- 4 住宅取得費用に関する国の補助金を受けた場合は、対象となりません。
- 5 他の公的制度による家賃補助等（生活保護による住宅扶助その他法令に基づく補助金等を含む。）を受けている場合は対象になりません。

制度の目的

少子化対策の取組の一つとして、新規に婚姻された世帯を対象に新生活を支援することにより、婚姻を伴う経済的負担を軽減することを目的としています。

補助金交付の流れ



【注意事項】

- ① 交付申請書の受付は令和9年3月1日（月）までとなります。
- ② 交付申請書に添付する必要書類については、市ホームページでご確認いただくか子ども政策課までお問い合わせください。
- ③ 補助金は、予算の範囲内で交付いたします。

Q&A

- Q1 申請者は、補助対象住宅を取得する者であれば誰でも可能ですか。
A1 申請者は、補助対象となる住宅の所有権を2分の1以上有する方に限ります。
- Q2 世帯所得についてはどのように確認するのですか。
A2 令和8年度(令和7年分)の課税・所得証明書で確認します。
- Q3 夫婦の一方が現在、無職である場合は、世帯所得の計算はどのようにされますか。
A3 世帯所得は現在の所得ではなく、令和8年度(令和7年分)の課税所得証明書にある所得を基に計算します。現在、無職であっても前年度等に就業されていた場合は所得があるものとして扱います。
- Q4 夫婦の婚姻日の確認資料はどのようなものがありますか。
A4 戸籍抄本(本籍地にて発行)や受理証明書(婚姻届を提出した市区町村にて発行)等で確認することができます。
- Q5 住宅賃借費用について、勤務先から住宅手当が支給されている場合も申請できますか。
A5 勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分に相当する費用を除いた金額で申請することが可能です。
- Q6 ライフデザイン支援講座等はどこで受講することが可能ですか。
A6 滋賀県のホームページをご確認ください。申請には、下記の4種類の中からいずれか1つ受講いただく必要があります。
- ① ライフデザイン支援講座
 - ② プレコンセプションケアに関する講座
 - ③ 医療機関への妊娠・出産に関する相談
 - ④ 共家事・子育て講座

お申込み・お問合せ

東近江市 子ども未来部 子ども政策課

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
TEL : 0748-24-5643 (直通) 0748-24-1234 (代表)
IP : 050-5801-5643
FAX : 0748-23-7501
メール : kodomo@city.higashiomi.lg.jp

